

消費者の権利と責任②(定期購入)

京都府消費生活安全センター

学年 組 番 氏名

1 消費者トラブル事例6の(1)~(4)の行動について、(1)~(3)は、トラブルにならないために気を付けることを、(4)は、相談をする時に気を付けることを考えましょう。

<事例6>

SNSを見てダイエットサプリを980円で購入した。一昨日、2回目の商品が2袋届き、8,000円の高額な請求に困っている。
申込みの時には、親に相談しなかったが、2回目が届いて親に相談した。申込みを取消できないだろうか。

<p>(1) SNSで見つけたダイエットサプリ。 レビューの評価が高く、お試し980円と書いてある。</p>  <p>知らされる権利</p> <p>批判的意識をもつ責任</p>	<p>(2) 試してみたい！ 親に相談せずに契約した。</p> <p>選択する権利</p> <p>批判的意識をもつ責任</p>	<p>(3) お試しで一回限りと思っていたら、翌月、同じ商品が届いた。 調べたら、定期購入だった。 解約したい。</p>	<p>(4) 販売店と交渉するために消費生活センターに相談した。</p>  <p>消費者庁イラスト集より</p> <p>主張し行動する責任</p>
<p><気を付けること></p>	<p><気を付けること></p>	<p><気を付けること></p>	<p><気を付けること></p>

2 トラブルにあわないために、どうしたらよいか、 3 消費者の権利と責任について、わかったことを記入しましょう。